

徳島県情報公開審査会答申第169号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成28年8月3日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次の公文書公開請求を行った。

消費者庁移転に伴う関係書類一式

1. 移転等の経費
2. 覚え書等の書類
3. 県が提出した要望書及び国とのやり取りした書類（伺い含む）

2 実施機関の決定

平成28年8月12日、実施機関は、公開請求のうち「県が提出した要望書」（以下「本件請求」という。）に係る公文書を次の①及び②の文書（以下「本件公文書」と総称する。）と特定し、公文書公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

①政府関係機関誘致提案書（平成27年8月）の消費者庁移転に係る部分

②徳島発の政策提言「一億総活躍社会」への処方箋～知恵は地方にあり！～（平成28年5月）の消費者庁移転に係る部分

また、同日、実施機関は、本件請求を除く公開請求について公文書公開請求拒否決定処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年8月18日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行い、同年9月28日（同月29日受付）審査請求の一部を補正した。

4 諮問

平成28年12月12日（同月13日受付）、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、審査請求の理由は、次のとおりである。

「徳島県公開条例第12条の1項の規定により次のとおり公開すると決定した」が、県は、あるべき書類（知事・県議会・鳴門市・美馬市・小松島市・阿南市・上勝町）等の消費者庁移転を要望する書類とか、徳島県に移転をアピールする成果書などを部分公開 制限するのは可笑しい。

第4 実施機関の説明要旨

平成26年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、政府関係機関の地方移転が位置づけられ、平成27年3月に政府関係機関の地方移転に係る提案募集が開始され、徳島県は平成27年8月「政府関係機関誘致提案書」を提出した。

また、平成28年3月、「まち・ひと・しごと創生本部」により「政府関係機関移転基本方針」が決定され、消費者庁の徳島移転について「地方創生に資する意義が認められる」と明記された。県は、同年5月に消費者庁、国民生活センター等の徳島移転の実現に向けて「徳島発の政策提言」を行い、同年7月、県庁内で業務試験が行われている。

すなわち、「政府関係機関誘致提案書」と「徳島発の政策提言」が本件請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）であり、本件公文書のうち、消費者庁誘致に関連する部分を特定して公開したものである。

また、消費者庁誘致関係各市として、消費者庁が徳島市、国民生活センターが鳴門市が関連しており、徳島市と鳴門市の意見書を併せて公開している。

その他、審査請求人が主張している県議会、美馬市、小松島市等の消費者庁の移転に関する要望書について実施機関では保有していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求に係る公文書は、消費者庁移転に関し、県が国へ提出した要望書であり、

実施機関の職員が職務上作成し、組織的に用いるものとして当該実施機関が保有している公文書である。

2 本件処分の妥当性について

審査請求人は、実施機関が行った本件処分に対して、あるべき書類（知事・県議会・鳴門市・美馬市・小松島市・阿南市・上勝町）等の消費者庁移転を要望する書類とか、徳島県に移転をアピールする成果書などを部分公開制限しているのはおかしい旨を主張するため、以下検証する。

当審査会で本件公文書を見分したところ、「政府関係機関誘致提案書」は、政府関係機関の地方移転に係る提案募集に応じて県が作成し、提出したものであり、この提案書には、併せて「政府関係機関誘致に係る関係各市意見書」が付されており、消費者庁に関係するものとしては、県からの依頼に応じて、消費者庁へは徳島市が、国民生活センターへは鳴門市が誘致に関する意見を提出している。また、「徳島発の政策提言」は、「まち・ひと・しごと創生本部」による「政府関係機関移転基本方針」の決定を受けて作成されたものであり、消費者庁関係では「消費者庁、国民生活センター等」の徳島移転について」の項目があり、国に対して「消費者庁、消費者委員会、国民生活センター」の徳島移転の早期実現を提言する内容となっている。

よって、実施機関が、消費者庁移転に関し、県が国へ提出した要望書としては、本件公文書以外には考えられず、また、実施機関が、本件公文書のうち、消費者庁、国民生活センター等の誘致に関連する部分と特定したことに不合理な点は認められない。さらに、審査請求人が主張する県議会や美馬市、小松島市、阿南市及び上勝町が作成しているとする消費者庁移転を要望する書類を実施機関が保有していないことに何ら不自然な点は認められない。

以上のことから、実施機関の行った本件処分は、妥当である。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成28年12月13日	諮問

平成29年 9月22日	審議（第147回審査会）
10月26日	実施機関からの口頭理由説明，審議 （第148回審査会）
12月 8日	審議（第149回審査会）
平成30年 1月15日	審議（第150回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	
益田 歩美	弁護士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	